

■ 修士論文要旨

# 連結会計における会社支配の本質に関する一考察

## — 連結の範囲に関する国際比較を中心として —

Research on ruling company's essence in consolidated account  
-Chiefly, international comparison concerning consolidation scope-

神奈川大学大学院 経営学研究科  
国際経営専攻 博士前期課程

佐々木 翼

SASAKI, Tsubasa

近年、わが国において会計基準の収斂の必要性が認識されるようになってきた。会計基準の収斂が必要とされる最大の要因は、経済活動のグローバル化にある。日本企業が営業拠点や生産拠点、資金調達証券・金融市場を海外に展開する際に、財務諸表を日本の会計基準で作成したのでは現地取引先企業、銀行、投資家などにとって理解が困難であるという状況が生じる。これは日本で資金調達をする外国企業についても同様であり、会計基準の違いが資金の効率的な流れを阻害するという認識が国際社会全体に広まった。

本論文は、会計を巡る国際的課題として、連結会計における連結の範囲についての国際的な比較を行い、連結の範囲に関して最近指摘されている問題点や、連結の範囲をめぐる会計基準の現状や動向について考察することによって、会社支配の会計の本質を明らかにするものである。

連結会計における会社支配という場合、他の企業に何らかの関与を有しているとき、ごく僅かな関与から、当該他の企業の事業活動の方針を決定する完全なパワーがあるといったものまで幅広く考えられる。しかし、連結の範囲をめぐる問題は、他の企業を支配しているか支配していないかと

いう、支配の存在が前提とされている。したがって、連結の範囲をめぐる議論は、会社支配とは何か、さらに、その支配の存在はどのように把握されるかに関するものとも言える。

本論文では、まず、連結財務諸表制度の構造を明らかにする。すなわち、連結財務諸表の目的と有用性を考察し、連結財務諸表制度の形成と発展を明らかにし、企業集団の意義と連結の範囲について詳細に検討する。

次に、連結の範囲をめぐる会計基準の動向を分析する。具体的には、日本の会計基準設定機関の取組み、アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) の取組み、国際会計基準審議会 (IASB) の取組みを整理し、連結の範囲やその決定基準について国際的な比較考察を行う。また、会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱い、特別目的会社 (SPE) に関する連結上の取扱いを検討する。

支配の存在そのものを判断して連結範囲を決定する会計基準は、国際会計基準と日本の基準であることが指摘できる。一方、アメリカと日本の連結範囲には、SPE (アメリカは適格SPE) に対する連結除外の定めが存在している。国際会計基準審議会の支配概念の確立や支配状況についての

SPEの連結を含む連結範囲の議論は、日本基準の連結範囲が今後参考にすべき方向を示唆していると考えられる。

そして、これまでの考察を受けて、連結の範囲に関する論点としての「支配」の概念と本質を明らかにする。財務報告企業が他の事業体を連結するときの判定は、従来から「支配」概念によっているが、現行の国際会計基準（IAS）27号は、その支配を「他の事業体の活動からの便益を獲得するための財務および営業の方針を統治するする力」として定義し、連結の範囲を決定する支配力基準を採用している。具体的には、企業の議決権の過半数を直接・間接に保有している場合には、支配が存在しているものとの強い推定が働くこととされているが、議決権が過半数に満たない場合でも一定の場合には支配が存在するものと定められている。すなわち、支配力基準として、議決権を基礎とした実質的支配により支配の評価が行われてきており、「パワー」における支配の評価に着目して連結範囲が決定されてきた。

一方、SPEについての支配の判定は困難であるため、別途連結すべき状況についての一定の指標を示している。解釈指針書（SIC）12号では、誰が便益を受けているか、誰がリスクを負担しているのが分析され、SPEの支配推定が行われる。しかし、リスクと経済価値に重点が置かれるため、支配に重点をおくIAS27号との不整合が生じていた。

また、SIC12号では、SPEを「限定的で明確に定義された目的を有する事業体」と定義しているが、この定義だけではIAS27号とSIC12号のいずれが適用されるかの判断が困難なため、SPEの連結の実務が多様化し、比較可能性が失われているという問題もある。すなわち現行のIFRS（国際会計基準）では、支配力基準をとっているが、SPEについてはリスクと経済価値を考慮している。これに対しIASBが2008年11月に公表した公開草案（ED）10号では、このような2つの基準を、支配力基準の下で1つの基準とすることを提案している。この公開草案における支配の定義や評価を

分析する。

日本の連結範囲の議論も支配概念に集約されていくと考えられる。しかし、連結基礎概念が安定しなければ、連結会計の連結範囲の問題は解決しない。そして連結財務諸表の利用者は、親会社以外にも多く存在し、連結基礎概念として経済的単一体説に基づいて連結の範囲を設定することが必要であると考えられる。